

新型コロナウイルス感染症陽性者の家族等同居者の方へ

令和4年7月22日時点

7月22日付国通知を踏まえ、奈良県の濃厚接触者の特定・行動制限についての考え方は下記のとおりとします。

■家族等の感染者と同居されている方は、濃厚接触者となります。

下記の期間は自宅待機・健康観察をお願いします。

【待機期間】

- 濃厚接触者の待機期間は原則5日間（6日目に解除）です。（下の表参照）
 - ・ただし、2日目・3日目に抗原定性検査キット（自費検査）で陰性確認後、3日目から解除することが可能です。
 - ・7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクの着用など感染対策をしてください。
 - ・なお、解除の判断を保健所に確認する必要はありません。



	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目～	
家庭内でもマスクを装着するなどの感染対策ができていた場合	同居している方が発症もしくは検査を行った日	自宅待機期間					待機解除 通常の生活 (出勤・登校可能)	
		自宅待機期間中に症状が出現すれば、陽性となった可能性があるため速やかに受診してください						
家庭内でもマスクを装着するなどの感染対策ができていなかった場合	家庭内で隔離、マスクの装着等感染対策を開始した日	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目～
		自宅待機期間					待機解除 通常の生活 (出勤・登校可能)	
自宅待機期間中に症状が出現すれば、陽性となった可能性があるため速やかに受診してください								

症状がでたら、医療機関を受診してください

<症状がある方> まずは医療機関を受診してください。

※ かかりつけ医または奈良県ホームページ内の発熱外来認定医療機関一覧から受診。

<https://www.pref.nara.jp/55615.htm>(奈良県ホームページ)

※ 受診する際は、「陽性者と接触があった」ことを伝えてください。

受診にかかる費用は受診する医療機関にご確認ください。



<相談窓口> 奈良県新型コロナ・発熱患者受診相談窓口

電話:0742-27-1132(平日・土日祝 24時間)

※感染急拡大時には、電話がつながりにくく、受診・検査の案内もお待ちいただく場合があります。

※奈良県外在住の方の相談は、ご自身の住んでいる自治体の保健所が窓口になります。